

## グリーン購入法基本方針（自動車に係る部分抜粋）

### 1.1. 自動車等

#### 1.1-1 自動車

##### (1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>①電気自動車          ②天然ガス自動車          ③メタノール自動車          ④ハイブリッド自動車          ⑤プラグインハイブリッド自動車          ⑥燃料電池自動車          ⑦水素自動車          ⑧ガソリン車          ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車          イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑨ディーゼル車          ア. 乗用車にあつては、表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車          イ. 軽量車又は中量車にあつては、表3に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑩LPガス車          ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車          イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。          ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          ③再生材が可能な限り使用されていること。          ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑦については二輪車を、⑧から⑩については二輪車及び重量車を除く。）とする。
- 2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあつては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑧、⑨又は⑩の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。
- 3 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府省の一般公用車にあつては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（E3 及び ETBE）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。

表 1 ガソリン乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が <sup>△</sup> 703kg未満	21. 2km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 703kg以上 828kg未満	18. 8km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 828kg以上1, 016kg未満	17. 9km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 016kg以上1, 266kg未満	16. 0km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 266kg以上1, 516kg未満	13. 0km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 516kg以上1, 766kg未満	10. 5km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 766kg以上2, 016kg未満	8. 9km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 2, 016kg以上2, 266kg未満	7. 8km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 2, 266kg以上	6. 4km/L以上

表 2 LPガス乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が <sup>△</sup> 703kg未満	15. 9km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 703kg以上 828kg未満	14. 1km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 828kg以上1, 016kg未満	13. 5km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 016kg以上1, 266kg未満	12. 0km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 266kg以上1, 516kg未満	9. 8km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 516kg以上1, 766kg未満	7. 9km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 1, 766kg以上2, 016kg未満	6. 7km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 2, 016kg以上2, 266kg未満	5. 9km/L以上
車両重量が <sup>△</sup> 2, 266kg以上	4. 8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（JC08モード）

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が <sup>※</sup> 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が <sup>※</sup> 2,271kg以上	8.1km/L以上

表5 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			16.2km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	16.5km/L以上
	構造B	15.5km/L以上		
828kg以上		14.9km/L以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
	1,516kg以上		9.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
1,266kg以上		10.3km/L以上		

備 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表6及び7に  
考) ついて同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表6及び7について同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考1口に掲げる要件に該当する構造をいう。表6について同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。表6について同じ。

表6 ディーゼル貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下のもの	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下のもの	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表7 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			12.7km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
	828kg以上		11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
	1,516kg以上		7.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
1,266kg以上		8.1km/L以上		

(2) 目標の立て方

- ①一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。
- ②一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。  
ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)においても目標を立てるものとする。
  - ア. 電気自動車
  - イ. 天然ガス自動車
  - ウ. メタノール自動車
  - エ. ハイブリッド自動車

- オ. プラグインハイブリッド自動車
- カ. 燃料電池自動車
- キ. 水素自動車
- ク. ガソリン乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあつては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車